

令和3年度第4回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和4年3月1日(金) 午後6時30分～午後8時00分 日野市役所5階 505会議室
出席委員	<p>会 長： 西浦 定継 (学識経験者 / 明星大学建築学部教授)</p> <p>副会長： 小池 孝範 (学識経験者 / 弁護士法人 ENISHI)</p> <p>委 員： 亀山 孝一 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 糟谷 敏美 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 田辺 真樹 (労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会)</p> <p>委 員： 伊羅胡 和哉 (労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会)</p>
<p>【次第】</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 労働報酬下限額(工事)について</p> <p>(2) 令和4年度公契約条例手引きについて</p> <p>(3) 令和2年度・3年度発注工事運用状況について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
<p>2. 議事</p> <p>(1) 労働報酬下限額(委託)について</p>	
事務局	・令和4年3月から適用される公共工事設計労務単価及び令和4年度労働報酬下限額試算資料について説明
委 員	・国土交通省の設計労務単価についての資料にある、新型コロナウイルス感染症影響下であることを踏まえた特別措置とは何か。
事務局	・実勢単価を反映した設定単価が前年を下回ったものは前年単価に据え置いているということ。
委 員	・設計労務単価は10年連続で上昇しており、単価設定においては実勢を調査したうえで政策的に設定されている。昨年と同様の85%に設定しても実質的に賃金は上昇することになるので現状の85%でよいのではないか。
委 員	<p>・コロナ禍の現状において、労働報酬下限額のパーセンテージを変えることを議論するのは難しい。</p> <p>・対象工事の落札率の高止まりが見受けられるが、これは企業側に余裕がない状況なのではないかと思う。</p>
委 員	<p>・特別措置によって前年単価に据え置かれてはいるが、実際にはいくつかの職種で昨年の設計労務単価を下回っていることからコロナの影響の大きさが伺える。</p> <p>・人件費だけでなく資材調達などへの影響も落札率に反映されている。100%に</p>

	<p>近い落札率で事業者が落札するのは、積算を予定価格に合わせて落札せざるを得ないからという事情が読み取れる。そのような状況下で労働報酬下限額の割合を変えることは得策ではない。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労務単価のパーセンテージの話からは外れるが、地域の建設業の振興に寄与するために現在 1 億円以上として設定している条例の対象工事を順次広げていければと思っている。大きな工事は市外の大きな会社がJVとして受注して条例の適用が進んでいるが、市内事業者が受注するような小規模な工事でもカバーしないと「大きい現場は賃金がいいらしいけど地元の会社が請負う工事の賃金は低い」ということになり、条例の対象が逆に進んでしまう。対象を広げていけるかという議論を今後提案していきたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働報酬下限は現状と変わらず設計労務単価の 85%とするでよいか。 → 異議なし
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、労働報酬下限額の割合を変える議論が出た際に、現状の資料では変更を検討するのが難しい。積算の話と合わせて考えないとパーセンテージを変える判断は難しい。もう少し詳細な資料をもらいたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に必要な情報についてご意見をいただければ、できる限り用意をしたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の積算と事業者の実行予算での積算の差異がわからないと、実際に割合を変更した際の影響はわからない。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に下限額を変更した場合に工事費全体にどれくらいの影響があるのかシミュレーションをして判断できる資料があるといい。
(2) 令和 4 年度公契約条例手引きについて	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度の公契約条例手引き案について説明。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働報酬の範囲を示す表があるとわかりやすくいいと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託の労働報酬下限額が守られているかの監査などは行うのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の条例の作りでは申し出がなければ抜き打ちで確認は行わないことになっている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託の台帳提出の時期について、4 月分の賃金はどう捉えるのか。4 月の末に締めて 5 月に支払ったものが 4 月分の賃金なのか、4 月中に支払いがあったものが 4 月分の賃金なのか。また締めが月末でない場合はどう考えるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 月分で考えた場合に、最低賃金が改定された以降の 10 月分の働きに対する支払いを 10 月分とすることを考えている。10 月末締めで翌月払いだったら、11 月に支払いをして提出はその翌月末を想定している。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・月の途中で締め日があった場合は支給される中に複数の月を含むことになるが、4月分・10月分という記載だと事業者の捉え方にばらつきが出るように思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・知りたいのは4月・10月に労働報酬下限額が守られているのかなので、4月に締め日が発生する賃金のうちの4月分を算定してくださいというのが正確な確認の仕方だと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の賃金の締めと算定対象をずらすと台帳作成の手間がかかってしまうので、その手間はできるだけ省きたい。 ・趣旨としては4月1日以降、10月1日以降を起点に算定をした給与の提出を求めるとのことだと思うので、給与の計算期間が4月1日以降から始まるものが4月分に該当し、台帳の提出は支払いの翌月末というような記載があると求めていることがわかると思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳提出を求める賃金の考え方についても表があるとわかりやすいと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の審議会でも話に上がったが、現場でのヒアリングの際、労働者が「自分が何の職種として働いているのか」を十分理解できていないことがわかったので、労働者への周知様式に職種の告知の欄を入れてもらいたい。 ・労働者周知用のチラシの労働報酬下限額が時間単位で載せられているところに1日8時間で換算した日給も載せてもらえるといいと思う。実際に現場で働いている労働者には日給換算の金額の方がなじみがあり、より身近なものとして考えられるかと思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・今出た意見を踏まえて検討をしてもらえればと思う。
(3) 令和2・3年度発注工事の運用状況について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2・3年度に契約を締結した条例対象工事の台帳の提出状況などを報告 ・手引きに掲載している【「軽作業員」の使用割合は、原則として全適用労働者の30%未満であることとする】の使用割合の考え方と、超えてしまった場合どうするのかという点についてご意見を伺いたい
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳全体の労働時間に対して、軽作業員の労働時間が30%を超えないようにするのがよいと思う。月単位の人数でみた場合、その月だけアルバイトの従事が多かったり、月単位の時間で見てもその月だけは超えてしまうということはあるように思う。 ・全期間で30%を超えなければ条例の理念には則っていると思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・軽作業員を30%未満と定めた経緯を確認したい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・条例を制定する際、他の自治体の中には公契約条例の中で未熟練労働者の下限額を別に定めているところがあるが、日野市はどうするかという議論があり、未熟練の定義が定かでない中で下限額を別に定めることはやめておこうということになった。ただ、見習いのような人だと通常の職種の労働者と同じ賃金

	<p>は払えないので、その場合は軽作業員として入ってもらうようにして、ただし軽作業員の割合があまりにも多いとダンピングが疑われる事態となるということで、事業者側と労働者側の現場の運用も踏まえて 30%を目安とすることとして、手引きに掲載することにしたという経緯だったかと思う。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・軽作業員が全体の 30%を超えた場合の対応については、結論は最後の台帳提出までわからないので工事期間中に指導をすることは難しいが、守られなかった場合は手引きの理念に沿っていないことを説明し次回以降気を付けてもらうよう指導するしかない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・軽作業員は工事の最初と終わりに荷物の出し入れや軽微な作業などに従事することが多い。全体としてみた方がいいと思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のような考え方でよいか。 →異議なし